

ケーズデンキ高松本店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年1月10日

香川県知事 浜田 恵 造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社ビッグ・エス 香川県高松市多肥上町1210番地																				
大規模小売店舗の名称及び所在地	ケーズデンキ高松本店 高松市多肥上町1210番地ほか																				
変更しようとする事項	1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ① 駐車場の位置及び収容台数 <table border="1"><tr><td rowspan="5">変更前</td><td>駐車場1</td><td>314台</td></tr><tr><td>駐車場2</td><td>33台</td></tr><tr><td>駐車場3</td><td>62台</td></tr><tr><td>駐車場4</td><td>36台</td></tr><tr><td>合 計</td><td>445台</td></tr><tr><td>変更後</td><td>駐車場</td><td>255台</td></tr></table> 2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 <table border="1"><tr><td>変更前</td><td>9箇所</td><td>出入口1～9</td></tr><tr><td>変更後</td><td>4箇所</td><td>出入口1～4</td></tr></table>	変更前	駐車場1	314台	駐車場2	33台	駐車場3	62台	駐車場4	36台	合 計	445台	変更後	駐車場	255台	変更前	9箇所	出入口1～9	変更後	4箇所	出入口1～4
変更前	駐車場1		314台																		
	駐車場2		33台																		
	駐車場3		62台																		
	駐車場4		36台																		
	合 計	445台																			
変更後	駐車場	255台																			
変更前	9箇所	出入口1～9																			
変更後	4箇所	出入口1～4																			
変更年月日	平成26年8月28日																				
変更理由	店舗施設の効率的な運用を図るため。																				

2 届出年月日

平成25年12月27日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部産業振興課
縦覧期間	平成26年1月10日から平成26年5月10日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成26年5月10日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ